

令和7年度 第21回役員会議事要旨

日 時 令和8年2月12日(木) 13時00分～14時00分

場 所 Web会議

出席者 学長、大島理事、鯉川理事、青木理事、野口理事、田中理事、竹下理事

欠席者 なし

陪席者 大川内監事

1 審議事項

【一括審議事項】

学長から、役員会で協議し、教育研究評議会等で審議した(1)の案件について一括審議する旨の説明があった。

(1) 旅費規程の一部改正について

国においては国家公務員等の旅費に関する法律、旅費に関する法律施行令、旅費支給規程が施行し、旅費の支給について大きく改正されたことに伴い本学旅費規程を一部改正することについて審議するもの。

徳永総務部次長から、前回の協議からの修正点として、今回の改正で規程の条文では宿泊費を宿泊費基準額と変更していた一方、別表第2の表題が宿泊費のままとなっていたため、これを宿泊費基準額に修正し、併せて表内の文言は削除し整理した旨の説明があった。また、別表第3についても、表題の宿泊費を宿泊費基準額に修正し、表内の宿泊料上限額についても宿泊費基準額に統一をした旨の説明があった。

審議の結果、上記1案件は了承された。

【審議】

(2) 佐賀新聞社との連携に関する協定締結の更新について

夏秋社会連携課長から、佐賀新聞社との連携協定について、現協定が令和8年3月31日で満了するため、新たに令和13年3月31日まで期間を更新し協定を再締結する旨の説明があり、審議の結果、了承された。

(3) 寄附に伴う感謝状の贈呈について

徳永総務部次長から、佐賀大学基金(一般基金)に対して多額の寄附を頂いた方に対し、感謝状を贈呈する旨の提案があり、審議の結果、了承された。

2 協議事項

(4) 「佐賀大学学則」及び「佐賀大学大学院学則」の一部改正について

鯉川理事から、編入学資格を定める学校教育法第132条の一部改正に伴い、佐賀大学学則第14条を、また学校教育法施行規則第155条第1項の一部改正に伴い、佐賀大学大学院学則第24条を一部改正する旨の説明があった。

本件については、教育研究評議会にて審議後、役員会において審議されることとなった。

(5) 佐賀大学教育学部規則の一部改正について

鯉川理事から、令和8年4月設置の教育学部共同教員養成課程の設置に伴い、課程、コース、専攻の名称変更について（第4条第1項）、コース、教科に関する記載の改訂（第4条、第4条の2）、学部の目的、コースの目的について（第2条、第4条の2）、共同教育課程編成に関する規定整備（第3条、第14条第2項）、その他所要の改正を行う旨の説明があった。

本件については、教育研究評議会にて審議後、役員会において審議されることとなった。

(6) 佐賀大学理工学部規則の一部改正について

鯉川理事から、令和8年4月からの理工学部理工学科における各コースの統廃合に伴い、佐賀大学理工学部規則の一部改正を行う旨の説明があった。

本件については、教育研究評議会にて審議後、役員会において審議されることとなった。

(7) 佐賀大学大学院理工学研究科規則の一部改正について

鯉川理事から、令和8年度からの理工学研究科博士前期課程における機械系コースの統合実施に伴い、佐賀大学大学院理工学研究科規則の一部改正を行う旨の説明があった。

本件については、教育研究評議会にて審議後、役員会において審議されることとなった。

(8) 佐賀大学農学部規則の一部改正について

鯉川理事から、令和8年度開講予定の佐賀大学農学部、宮崎大学農学部、鹿児島大学農学部、鹿児島大学水産学部及び琉球大学農学部の4大学5学部による教育連携科目「九州沖縄農林水産学」（2単位、オンデマンド）を、本学においては専門導入科目の必修科目として位置付け、卒業要件単位数に追加することに伴い、佐賀大学農学部規則の一部改正を行う旨の説明があった。

本件については、教育研究評議会にて審議後、役員会において審議されることとなった。

(9) 佐賀大学コスメティックサイエンス学環規則の制定について

鯉川理事から、令和8年4月1日に新たに設置するコスメティックサイエンス学環において、教育課程、目的、卒業要件、履修方法等の基本事項を明確にし、円滑な教育運営を行うため、佐賀大学コスメティックサイエンス学環規則を制定することについて説明があった。

本件については、教育研究評議会にて審議後、役員会において審議されることとなった。

(10) 令和7年人事院勧告への対応等に伴う就業規則の一部改正について

大島理事、小林人事課長から、国においては人事院勧告どおりの実施を閣議決定し、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律が成立したことに伴い、本学においても「国立大学法人佐賀大学における給与改定の基本方針」に基づき、職員給与規程等の一部改正を行う旨の説明があった。また、契約職員である特任教員の給与については、国の給与改定基準に直接準拠する必要がなかったため、平成21年以降見直しが行われていなかったが、近年の人事院勧告による引上げ幅や給与水準の適正化を踏まえ、契約職員給与規程の一部改正を行う旨の説明があった。

本件については、経営協議会にて審議後、役員会において審議されることとなった。

(11) 国立大学法人佐賀大学役員報酬規程の一部改正について

大島理事、小林人事課長から、国においては人事院勧告どおりの実施を閣議決定し、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律が成立したことに伴い、本学においても、「国立大学法人佐賀大学における給与改定の基本方針」に基づき、役員報酬規程の一部改正を行う旨の説明があった。

本件については、経営協議会にて審議後、役員会において審議されることとなった。

(12) 国立大学法人佐賀大学職員給与規程の一部改正について（コスメティックサイエンス学環開設に伴う諸手当等の新設）

大島理事、小林人事課長から、令和8年4月にコスメティックサイエンス学環を新設することに伴い、当該学環長に対し、学部長と概ね同程度の管理監督職員としての責務が発生することから学部長と同額の管理職手当を、副学環長に対しては、副学部長と概ね同程度の職務付加が生じることから副学部長と同額の職務付加手当をそれぞれ支給するとともに、既存学部と新設学環の基幹教員を兼務する教員については業務負担の増加が見込まれることから、本給に対する調整額を支給できるよう、職員給与規程の一部改正を行う旨の説明があった。

本件については、経営協議会にて審議後、役員会において審議されることと

なった。

- (13) 国立大学法人佐賀大学契約職員給与規程の一部改正について（契約医療事務職員及び契約看護助手における給与体系の見直し）

大島理事、小林人事課長から、契約医療事務職員及び契約看護助手について、両職種への給与表の適用、時間外手当を含まない本給月額化及び年度一時金の支給等により制度の統一・公平性の確保及び処遇改善を図るため、契約職員給与規程の一部改正を行う旨の説明があった。

本件については、経営協議会にて審議後、役員会において審議されることとなった。

- (14) 国立大学法人佐賀大学臨時職員人事規程等の一部改正について

（ティーチング・アシスタント及びリサーチ・アシスタントの職務内容・勤務時間等の明確化に伴う改正）

大島理事、小林人事課長から、ティーチング・アシスタント及びリサーチ・アシスタントの職務内容や勤務時間等を明確にするため、臨時職員人事規程等の一部改正を行う旨の説明があった。

本件については、役員会において審議されることとなった。

- (15) 収益を伴う事業の実施について（肥前セラミック研究センター）

大津財務課長から、肥前セラミック研究センターから申請のあった新たな収益を伴う事業の実施について、収入見込み額が少額であり、かつ用途が教育研究用であることを踏まえ、還元率は当該収益を教育研究費として同センターに10割還元として実施する旨の説明があった。

本件については、役員会において審議されることとなった。

3 報告事項

- (16) 附属病院経営状況について

野口附属病院長から、令和7年度附属病院収支実績及び見込（令和7年11月実績）、診療稼働実績累計等について報告があった。

- (17) 令和7年度佐賀大学学位記授与式及び令和8年度佐賀大学入学式について（案）

徳永総務部次長から、令和8年3月24日挙行予定の令和7年度佐賀大学学位記授与式及び令和8年4月2日挙行予定の令和8年度佐賀大学入学式の実施概要等について説明があった。

- (18) その他

特になし

以 上